

昭和四十八年六月二十四日

第五十六回

# 史跡めぐり資料

野島山淨山寺地蔵尊  
末田金剛院尊慶和尚

越谷市郷土研究会

目次

一、野島村

1. 新編武蔵風土記稿より 一頁
2. 野島地蔵尊縁起より 二頁
3. 越谷市史跡案内より 三頁
4. 越谷市指定文化財大綱口 三頁
5. 江戸叢書卷七遊歴雜記より 六頁
6. 地蔵菩薩について 塩谷吉兵衛 九頁

二、末田村

1. 新編武蔵風土記稿より 十二頁
2. 川口会田家地碑中より 十三頁
3. 大里郡熊谷町一宗院由来中 〃頁
4. 武蔵武蔵時玉郡末田村中島金龜山 妙音寺 金剛院由来記 十四頁
5. 豊山第五世尊慶僧正伝 十六頁

同注

金剛院住私  
浅井堅教氏

三、参考資料

。 本文掲載中の年号 逆算年次を知らうもの

一頁には新編武蔵風土記稿に記載された野島村の概  
要である。高礼場、元荒川、久伊豆神社、浄山寺と寺堂、鐘樓他  
二頁に地蔵尊の縁起、縁起由来と其の推測を古典と併  
せ見るに便ならしめ、三頁に市指定文化財大綱口につ  
いて指定月日、裏面記載の本文と意味、並に寄進者の芳  
名、如何に広域信仰たりしかを知るによし。初歌二首  
にも信仰度を察せられる。  
六頁の塩谷吉兵衛の来氏案内と描写は昔の御廟帳当日  
の賑わさを窺ふによし

十二頁以下は末田村の概況で、高礼場、元荒川、鷲宮  
社、金剛院、浄音寺、密蔵院、華光院などを知り、  
十三頁に至り中興の祖五世薩僧正越谷出身を其の原拠を  
たすね、越後高田是沙門堂兼取の経由を知る、この現  
代文も亦たのしく読めることと思う。

仁王門の解説、中島の金剛院について前時玉新廟へ  
半四十二号一抜粋して挿入したがごらん下さい。

十六頁の金剛院住私浅井堅教氏の解説を極めました素人に  
もわかる程度に釈していただき有意義な稿として掲ぐ  
これで、この豊山第五世尊慶僧正の大風格が、如実に  
語られていると思われる。

# 野島村

野島村は古岩規嶺と唱ふ。江戸よりの行程前村に同じ。(注)前村とは袋山村のことで江戸より七里)

民戸十九。東は小曾川村、南は鉤上村、西は末田村北は元荒川を隔てて三之宮村なり、東西三丁・南北七町許。用水は須賀村溜井を用ゆ。ここも古くより御料なりしが、元禄十一年五月蜂屋半之丞、前田五左衛門二人に賜い、今も其子孫半之丞、五左衛門が永地なり。餘地は、寛永六年九月亂す

◎ 高札場 村の西に在り

◎ 元荒川 村の北を流る。川幅二十八間計川に添て土堤を設く。

◎ 久伊豆神社 村の鎮守となす。村民の有なり

本社 稻荷龜唐神

◎ 淨山寺 禪宗曹洞派、足立郡里村法性寺末、野島山と号す。当寺は

貞觀二年慈覺大師の建立にて、

本尊延命地藏の立像長さ四尺餘、明大師の作なりと伝え云々。天正年中迄、天台宗にて慈福寺と号し、時の住僧を「明山」と云。此頃里村法性寺四世震隆當寺に勤学せしが、東隠宮越々谷邊、御放鷹の時、本尊靈験を聞し召され寺領三石の御朱印を賜わり、此地靈にして山ろ密として淨しと。上意ありて、今の寺号を命ぜらるると云う。又僧震龍御歸依あるをもつて明山の後位となし、曹洞派に改め、中兴とす。今本尊を片目地藏と唱う、信仰するもの多し。

◎ 寺堂 錫杖 古色のものなり、其の由来定からず

◎ 鐘樓 延享三年鑄造の鐘を懸く

◎ 久伊豆社 十祀威堂

◎ 常福寺 新義真言宗、末田金剛院の門徒能野山と号し、本尊觀音

◎ 熊野社 天神社 以上

注 新編武蔵風土記稿卷之二百三、崎上郡の五一五〇頁上段、後から五行目より、同下段後から五行目まで、抜粋

概説 文献と資料

- 一、野島山淨山寺 慈谷市史跡案内より
- 二、武州野島山地蔵尊縁起。大鰐口について
- 三、遊歴雜記五記巻の下（江戸叢書巻の七 抜粋（塩谷吉兵衛））
- 四、其の他 資料

野島山地蔵尊

埼玉県慈谷市大字野島 曹洞宗淨山寺

- 一、周帳 二月二十四日 八月二十四日
- 一、御靈驗 安産、子育て、子授、

野島地蔵尊縁起より

野島山に安置してある本尊延命地蔵尊は、人皇第五十六代 清和天皇の貞観二年、今より凡そ一十百余年前、天台宗の高僧慈覚大師一カ三礼の御作である。

このことについて 新編武蔵風土記に左記の如く述べている。

「淨山寺は禪宗曹洞派、鳩ヶ谷所法性寺末 野島山と号す。当寺は貞観二年、慈観大師の建立にして、本尊延命地蔵尊は大師一カ三礼の作なり。元天台宗に属し、慈福寺と号したり。東照神君 越谷辺御放鷹の時 本尊靈驗を申し召されて御参拜あり。」

「この地 靈にして山うつ密とし、淨しこと上意ありて、寺領三百石の御朱印を賜り 曹洞宗に改め野島山淨山寺と命せらる。

今、本尊を片目地蔵と唱ふ。信仰するもの多し、寺堂として錫杖あり、古色のものにして、その由来審らかならず 鐘樓は延享三年鑄造の鐘をかく [注] この鐘は今次大東亞戦の折献上し、現在の鐘は昭和三十三年改鑄のものなり。慈谷市郷土研究会調査） 附屬社 久伊豆神社 十体地蔵堂なり云々」

時の住僧明山和尚は、「こは過分なりと堅く辞して受けなかつたので、家康は袖の中より鼻紙を取り出し、献香料として三石を賜う由を書いて差し出された。これを世に鼻紙御朱印として多くの人に知られている所である。現在もこの御朱印の他歴代將軍の御朱印が寺堂として保存されている。」

[注] 鼻紙御朱印 十三枚の内十一枚目

郷土研究会視察の時附説さる。

本尊地蔵は早くから人に知られているように安産、子育て、子授等で一千百余年間、無限の大慈悲の大誓願を垂れさせられ、感応の妙理加慈の幽義は広く有縁の衆生に念得せしめ、

これによって靈験感応を蒙る者は今も昔も異なることはない。

江戸時代 湯島天神に於て出席帳を催したところ、数万の参詣人が蟻の如く群集したと記録されている。現在寺に存する奉納品の内、その当時のものが数多く見受けられるのである。現在の本堂は 文久二年に焼けたあと再建されたものである。

**注** 再建されたこの本堂も願る堅ろうにして、去る大正十二年の大震災にても、壁に一ツの亀裂さえ入らぬ入念なる建て方に驚くと……  
現住の説明あり。(要建築上耐震策)

### 越谷市史跡案内の部には次の様に紹介されている

越谷市沿革概要の八枚目 後から九枚目七行迄 抜粋

### 野島淨山寺

貞観二年(八六〇)慈覚大師の創建と伝えられ、本尊は地藏菩薩で慈覚大師一刀三礼の作であるという。天正十九年(一五九一)寺領三石の御朱印を賜ったが、これを鼻紙御朱印と称し寺堂となつてゐる。この頃 天台宗から禅宗曹洞派に代り寺号も 野島山淨山寺と改めらる。江戸中期頃から後期にかけて、野島地藏の信

仰が広まり、安永七年から毎々 湯島天神境内で出席帳を行つた所、江戸の人々が群集したと云う。天保十二年(一八四一)に奉納された「大鰐口」は、「市指定文化財」これら信者からの寄進であり、その信仰範囲は広く各地に及んでゐた。  
古い週云帳や人馬寄進帳などの古文書が保存されてゐる。

### 注

1. 天正十九年は秀吉から家康が関東地域をもちつた翌年放鷹をなしたから民情観察を主とした頃
2. 寺領三石とは 献香料三石の意 三石 石寺領御朱印を住僧過分なりとして辞退した為更めて懐紙を出して記したるものである。

## 大鰐口

越谷市指定文化財

- 一 指定年月日 昭和四十二年一月十一日
- 一 所在地 埼玉県越谷市大字野島
- 一 形状 野島淨山寺
- 一 諸新廟には当山日本一大鰐口と

摩 二 尺 六〇センチ  
 直 徑 六 尺 一七六センチ  
 重 量 二百貫 七五〇キ子

○北月面漢文を意訳すれば次のようになる

此ノ鍋、口ハ江戸四谷全勝寺廿世全達和尚カ  
 国家安穩五穀豊饒ヲ祈ツテ發願セシモ不幸中途  
 ニ於テ他界セシ爲当山廿一世張宗和尚其ノ疾願  
 ヲ見ルニ忍ビズ一般信男信女ヨリ淨財ヲ積テ天  
 保十二年其ノ願望ヲ遂ゲナル……云々

裏面本文

「奉納經四国西国扶父東坂神社仏閣大衆妙典全  
 部專祈国家安穩五穀豊饒舊法孫繁昌實是我先師  
 江戸四谷全勝廿世全達老和尚夙雖祭此志願終不  
 成其衰而逝遷矣 而余空不忍并見其殘願因勤十  
 方之信男信女合力快意以慈遂其願望畢

維時 天保十二丑歲 吉祥旦  
 野島山淨禪寺現廿一世張宗謹記焉

右の大意は ○印意訳すれば の如くなるので  
 爲念

神田紺屋丁	金三兩	山城屋伊兵衛	文吉、守め
本小田原丁	金三兩	三河屋利右衛門	島造、倉三
日本橋青物丁	金三兩	同 保兵衛	喜代、山之助
神田聖島丁	金三兩	大阪屋武兵衛	徳
馬喰町二丁目	金一分	大黒屋忠右衛門	初
江戸橋通四丁目	金一兩一分	永楽屋 榮助	弥
芝金形浜丁	金三分	天宮延蔵	
大伝馬丁	金三分	須原屋嘉兵衛	道 石
深川冬木丁	金三分	中富屋吉兵衛	忠之助
浅草白原丁二丁目	金二分	上田善平治	鏡 佐々
富沢町	金二分	卯太郎 斧次郎	錫之助
本所整川丁一丁目	金二分	三河屋云良兵衛	忠三郎
馬喰丁一丁目	金二分	相生屋久兵衛	子し
米沢丁二丁目	金二分	友二郎	熊吉
橋下四丁目	金二分	立田屋宗七	福之助 多兒
同所	金二分	住吉屋忠蔵	松太郎
		白銀屋忠蔵	銀蔵
		伊勢屋仁兵衛	イセ 申免
		仁三郎	さと
		和泉屋善次郎	さと
			善太郎
			定次郎
橋下一丁目	金一分	大宮半助	重次郎
馬喰丁四丁目	金一分	松村文蔵	婦さいと
下谷坂本入谷	金一分		良山尼

十住四丁目新屋丁 金一分 住田屋清治郎 法二郎

十住二丁目 金一分 片山松五郎 半二郎

風所 金一分 橋本屋左衛門 みよ

引河原丁 金一分 谷古田屋孝兵衛 繁 龜二郎

下谷通新丁 金一分 大嵩伝兵衛 萬蔵

夕十八丁四丁目 金一分 萬屋常八 平太郎

二合半領花輪田村 金二分 初蔵 里津

下総国葛飾郡野谷村 金三分 吉田兵助 留

末田邑 金二分二朱 鈴木佐五兵衛 すと、きく

釜屋市兵衛

竹塚左栗原村 金三分 水野弥三郎

尾曾根村 金三分二朱 安兵衛 たけ

日光道中柏登宿 金一分 高砂屋彦右衛門

杉戸在條津村 金一分 貞蔵 猪之助

上高野加須丁 金一分 松坂屋安兵衛

大門西方 金一分二朱 鯨井文右衛門

治實谷村 金一分三朱 藤掛 喜代

武州足立郡上野本郷 金一分三朱 秋山理兵衛

小曾川村 治部兵衛 金一分 茂右エ門

幸手領平野丁 金一分 貞治郎

葛飾町 金一分 米屋吉五郎

下総国葛飾郡保木曾村 金二分 木村安兵衛

上赤岩村 金一分 伊助

吉野領原村 金一分 清水作蔵

末田村 金一分 綿屋弥助 たう

同村 金一分 田口吉五郎

同村 金一分 田口元右衛門 寅吉

同村 金一分 喜左エ門

八嶋村 金一分 油屋忠兵衛 登代

野島村 金一分 木田宗碩 周之丞

同村 金一分 青藤万蔵 万五郎

同村 金一分 六左衛門 青藤里代

市谷合羽坂組 金百足 中村九左衛門

以下 約八十名を刻む

### 和歌二首

口々にても地蔵信仰の一端をうかがう事  
か 出来よう

(1) 順逆の人をば救う願なれば

野島の寺に来てぞたのめよ。

(2) 日もかくれ月もまだ出ぬ暗の夜に

頼む仏は地蔵よりなし

## 江戸叢書 卷七 遊歴雜記 抜粋

……き、吉兵衛又角力を好み鎮守の祭礼には、折々して江戸に名たる力士数百輩来り、塩谷の宅に逗留を許すとせん。その時の爲とて数多の膳碗酒器夜具等を貯え持り、是吉兵衛がどうらくといふべし、今般の馳走も法を超えたるに似たれども、四人ながら珍客といひ、殊更蕙繩は先河六の義理の兄、しかも河六年久しく勤し本店といひ、われらは百冬より書画に骨折、今度江戸へ帰郷せば兩三年未まじき事を察し、彼が妻には正眞の従弟なるによりて送別の心也彼是を含めて、目立し振舞をせしは常に替りし制外といふべし。左はいへ平生は質素を第一とし、家内四人みな綿服を着し、女房嫁とも縫ものの際には、絲車を廻し綿絲を取ては女どもの手扶し、亭主息子は若き者どもの相手となりて、終日はたらきて家業を出精し、一時加はり伴頭重役を休ませては、親子帳場を勤め自分の身を諳ては人に合かし男女の奉公人を慈愛を以てし、地頭領主を鹿路にせず、頭入宿老に緩急急なく、更に人に対して失敬の所なければ、ますます家繁盛し当吉兵衛にいたりて十三代血脈相統し、衆橋の駅より十住にいたりて出店十一軒、江戸にも四軒の出店あり、持高の田畑

二百八十餘石、去々年大先祖の三百圓忌の法事を勤め、われらも招かれたりと池田山鼎が物語りき、勇々しきは旧家といわんか。

東武御府内には四百年來血脈相統する家なし田舎は總に永久なるを察すべし。されば四人ながら臥床に入てひとつの嘯しする内、互に熟睡せしにや、辰の半刻とおもふ頃、おのおの目覚て起出ればとり／＼に取はやし又候や、朝飼に麦飯の馳走に逢ぬ。頻て我輩徐々と持えし内、約の如く山鼎を同伴せんとするに、吉兵衛又来り謂て曰く、山鼎東武へ帰りなば又兩三年は参るまじ、猶更おの／＼方もはや御光榮もくださるまじく、いかにしても残り多し、幸い此節

## 〔注〕 以下野島地蔵尊へ案内するところの景

野島の地藏廟帳にて陸路亭里に遠ければ、御案内申さんと用意致し置き候えは、先それまで緩々御嘯し被下候へといふにぞ、主かさねがさねの芳情黙止がたく、これより礎をおろして清談せり、既に晝飼も過午の半刻とも思ふ頃より案内にまかせ、吉兵衛が中庭より西の堤にいたり見れば舟二艘繫置たり、土地に家根ふねといふものなきまま、似たりとかいふ舟の大きなるに、左右に三本づつ柱をたて、丹後橋の大



湯卓を以て天幕とし、舟には毛せん六枚を敷詰  
たばこ盆ニツ中央にすえたり、供舟も同じ大島  
本綿の大湯卓を天幕とし、もろもろの家具、鮮  
魚、毒物、酒、酢、醬油をほじめ、料理人二人  
若き者丁稚、都合四輩、大セリ人ニツならべた  
り、斯くて、青木、遠山、萬鯉、山嶽、吉兵衛  
愚老ゆうべの醫師休の者、都合七人、伴の舟に  
乗移れば、やがて舟頭兩人纜をとき漕いだす、  
此川上は岩槻の方より流れては、下は本処逆貫  
川へながれ、下る川中凡そ十間余、水勢又速き  
にあらず、此日快晴風除るにして、川文の眺望靜  
びて又面白く、舟路みじかきに依て舟を靜かに  
急がさず、漸く壹町余も来ぬらんとおもふ頃、  
り酒宴始り、取替種々の珍味佳肴の切目正しく  
凡そ二尺余もあるべき鱧の焼肴など出て、舟中  
更に食器の置所なし、嶺て不識辭に乗じて茶を  
打豊後節など己がさまざまに興すれども川端に  
立留る人なし、元より悪口ひとついうものなけ  
れば、飽くまでに飲宴し、未の刻過る頃、野鳥  
村の土橋の此方へ漕よせぬ。  
是より淨山寺へ二町といえり、斯ておの／＼舟  
揚りし上戸の徒は機嫌に任せて川内に浮れ入り  
ぬ。片辭といひながら群参する事江戸に替らず  
但し九分は近郷の男女にして、漸く壹分たらずは  
東武の風俗と見請けたり。

境内狭からねども小庵もの人形見せ、飴や、  
菓子や、そばや、團子や、煙酒の類より、曲裾の  
衆もち、独樂まわし、居合抜き、の並みかき売り  
覗からくり、嵐の木札くわへて中り園に取らす  
る、扱ては其の書画の早書、奉納の義太夫、手  
巻、輕口の足蔵まで類を以て集りし摺に寺内入  
ならざる所なし。猶村々よりの金銭米、區油炭の  
寄進ものをほじめ内陣の仏具、類水引打敷銅燈籠  
まで、おもい／＼の奉納もの夥しく、江戸よ  
りも信仰の面々、或は地藏尊の奉公人たる年限  
中の男女の兒輩の奉納もの等若干にして算ふべ  
からず、頓て玄關へ案内しければ住職の僧出迎  
ひ座敷へ請じ、取待る同行、もろとも取りはや  
して馳走の席も設けありし由なれども、舟中の  
飲食におの／＼満腹なれば再三辞退し、先陣帳  
の本尊を創近く礼拜し、付室は勿論境内は隈な  
く逍遙し、内外の池水の魚は若干なれど、生れ  
なからの片目のみに殖るとなん。  
是より又ふねに棹さして、又候や酒宴となり、  
舟急かせねば兩岸の景望いかにも穩かに、黄昏  
まへ吉兵衛宅へ立帰り、おの／＼入湯してより  
座敷を転じ、手打そばの馳走にあひ、支の半刻  
とおもふ頃臥床へ入りて休みけり。翌れば三月  
十八日、五人一同暇乞し立出でし……云々

注

野島地蔵尊の御用帳も 一つの頃より変りしや、  
これで見ると文化十四年（文政八年頃）  
は 旧暦の三月十七日が御用帳と見受  
けらる

以下並谷風物「螢」の見物について述べられ  
ているが異す。

尊慶権僧正在世当時の時代背景

II 時と人 I

幼年時代 天正三年（一五七五）生誕とすれ  
ば戦国争乱の真仲で 秀吉が北条を討った頃は  
十五才、既に僧籍に入っている頃なり

青年時代 慶長、元和の頃で家康が関ヶ原  
合戦で実権を掌握し、大阪夏の陣、冬の陣を経  
て関東の力が漸く浸透した頃であるが、上方（  
京大阪）と関東の対立は内面的に深刻な時代で  
あった。家康も上方から卑下される事を極力さ  
けるため 関東の人材を選び対抗しても恥かし  
めない配慮があった。

二代孝忠時代は内面強化で御三家との緊密化と  
譜代の強化で基盤をかため諸行等もこれに関連

している。壮年期をおくる。

三代家光に至り外様けんせい対策が急しく、  
太平を崩く時代で寛永十年五八才から六十四才  
まで、越後高田の毘沙門堂兼職の実話

その昔上杉家ゆかり毘沙門堂を兼営する段階で  
ある外様大名対策

その中核となるのは上方対策で尊敬（慶僧正）  
が智積院化主時代の二十年周であらう。上方僧  
徒の階級意識破壊の一矢はシヨツクの大なるを  
知る 浅井任職 注の十二に依れば 師隆長を会  
しての該格定 黒衣を著し、常容の学徒を同一  
様ならしむべしと。

是に区分迄をさして掛錫の士に便する…云々  
注 ③に権勢に恐れず…寺社奉行制の一駒  
は政治家尊慶とも言うべきか。誠に時と処を得  
た人物であるが会田家の時代洞察力も忘れられ  
ない。越谷の名僧に止らず更に又徳川家康の上  
方対抗意識と外様大名越後上杉家の滅封会津掣  
封後の庶民政策を寺僧尊慶に委ねたる程の親任  
振りには、天海僧正と併び拵すべきであらう。

# 地藏菩薩について

越谷市郷土研究会々員

(故) 佐々木 資郎

九月の史跡めぐりに「野鳥の地藏尊(曹洞宗 淨山寺)に詣り、年に一度の御開帳の寺例にも拘らず、御住取の特別なるご好意によって、特に御開帳、安置された最上段の須弥壇に這登り親しく奉拜させて戴いた事を厚く御礼申上げる次第である。

さて地藏尊についたのは既に、その信仰の意味を知られている方々も有ると思うが、中には未知の方も有る事と思われるので、私は私なりの解説を、ご披露申上げたいと思う。

地藏菩薩の信仰は六百五十年位前から民間において信仰しだしたのは五百七十八年前あたりと思考する。

-9-  
最近では才六天とか、庚申塔を造ることは非常になくなってきているが、地藏尊は何か災害が発生し貴重なる人命を失ったとか、その他同情を呼ぶ死を招いた場合などに、その霊を弔い、地藏尊の慈悲心を以て救って戴くという信仰心から建立されているものが、とても多いようである。

地藏尊のあの慈悲心に満ちたお顔、お姿で建造されたのは三百五(一)六十年位前からあるとされている。(私が今適色々と調べて見たものでは、寛永六年(一六二九)が、一番古いものであった。)

地藏尊の教義は、大世の如き広大無辺の恵みと尽きざる衆の如き対象をもって、一切衆生を済度するということなので、地藏尊は三つの誓願を立てられた。

その第一の誓願は衆生の迷いを救済出来る迄は、自分は菩薩の位は受けぬという強い信念を持つた事である。

第二は苦しみ悩む者の身代りとなって、これを助けるという念願

第三としては、釈尊が入滅後は、この世の中は無仏界となるので、釈尊に代る仏(弥勒菩薩、布袋の化身)が出現して光明世界となるまでは、無仏界の救済に努力するという誓願であった。

この他に六道といつて(天上、人間、修羅、餓鬼、畜生、地獄)何處へでも行つて、そこを迷い迷める者を救済する。六地蔵という分身がある。へこれは何處でもよく見受ける六体の地蔵尊である。

元來が親しみ易い教義であり、お姿なので大衆受けがして色々な伝説等もつくられ、自由に形づくられた。逆命地蔵、子育地蔵、身代り地蔵、厄除地蔵、諸味地蔵、裸地蔵等という、いろいろの地蔵尊が生まれ、信仰されるようになったものである。

尚地蔵菩薩は各人の精神の表われでもあり、これに対する相手方の気持や、顔の表われでもあると言われ、善惡を判断する幽界の裁判官である。閻魔大王の表裏の半身であるとも言われている。

「借りる時の地蔵顔、返す時の閻魔顔」なんていう言葉があるが、よく考えて見ると犬吠味のある面白い言葉ではないだろうか。

お互も、のど元過ぐれば熱さ忘れる、の精神は持ちたくないものだと思う。

### 六道の私考

天上に財産はあり、名誉もあり、子宝にも恵まれ、河一つの不足のない身分ではあるが、何か心の底に割り切れぬ不安がある。

人間は人間である以上は、少しでも人間らしい良い行いをして、すべての悩みより脱却して行く事こそ、神・仏に近づく道であるのに、自分は何一つ悪い事はしていない、神様や仏様と同じ行為をしているのだ、という、うぬぼれの気持ち、然し又犬猫その他の動物のまねは尚更厳禁ではあるが、やゝもすると、こんな行為に落ち入り易いのが人間の常である。

修羅りちよつとした事でも腹を立て、又つまらぬ事に誇り、英雄気取りになるその心

餓鬼に他人にねたみをもち、何でも見る物、人の持てるものが欲しくなり、自分の無努力にも拘らず、そのまねをしたがる心で、道っていつも満ち足りぬ、不平不満を持つ精神、

畜生に弱い者を見たら、これをあざむき、踏みにちつても、押しやつても己れの利のために、手段を選ばず、満腹になろうとする心

地獄に何事にも素直になれず、人の反対に出て、自ら己れを苦しめてゐる心

これをいましめ、お救い下さるのが六地蔵の分担した恵みの、誰でもこの迷い、悩みがあると思ふ。これは現世に於ける衆生の姿であるが幽界にある近親、その他の靈も、生前の罪禍に苦しみをいたくならんと、その救いを地蔵尊の慈悲におすがりし救いを請ひ願う心持ちからの信仰も、現世利益と共に生まれてゐるものである。

「これは私の考え方であつて、仏典によつてない事を承知いただきたい」

# 末田村

附持 添新田

末田村は家数百軒餘、村の広さを南北二十五町、東西四町許、東は野島村、西は高曾根村、南は孫十郎村、北は飯塚村にて良方、元荒川の村岸大戸、須賀大森の三村なり。

当村固より岩槻領なりし由を傳ふれど、正保の郷帳には伊那半十郎が御代官の外、金剛院淨音寺領と見えたり、後岩槻城附の領地となりしより、今も大副主膳正が領する所なり。

檢地は寛永六年、鈴木三太夫、奥津長兵衛、豊田太郎右衛門、鈴木藤兵衛等領し、持添の方は宝永四年、長坂弥右衛門、川島平内、中島藤右衛門、天野伝助等改めして云、江戸の行徳七里半なり。

◎ 高札場 村の東にあり 小名 上手

◎ 元荒川 村の北より東へ流る 外野 岩入巻 川幅 三町餘

◎ 鷹宮社 村の領守とす。葺光院持 末社 竜倉神、天神、稻荷、度申

〔注〕

新編武蔵風土記ニ。二一、一三八頁下段より一三九頁上段終り迄校梓。

# ◎ 金剛院

新義真言宗 金龍山妙音寺と号す、京都に和寺の末にして談林所なり、寺領十石の御朱印を賜ふ、歳年を傳えず。

当寺古は岩槻にありて金剛坊と云いしを寛政中、当地に移りてより金剛院と改め堂塔以下造立すと云々、本尊虚空蔵は長さ三尺許、伝弘法大師の作なりと

# ◎ 鐘樓

元禄三年釘造の鐘なり

仁王門 棟札に元禄十年社昌院殿御寄附の由を記す。

護摩堂 不効を本尊とす。

経堂 一切経を蔵し、十一面觀音と安置す。

稻荷社

# ◎ 淨音寺

淨土宗 岩槻淨安寺末 源谷山と号す。當時の草創は延徳三年淨音と云僧、草庵と結んで念仏三昧なりしを、明応三年圓峯融弘と云僧住せし頃、村内小山氏なるもの力を藉せて本堂を造立し起立の僧淨音が名を取、て寺号とせり。

融弘は永正十一年三月十二日遷化す、其の門弟、融慶住職たりし時、天正十九年、

東照宮御遊御の序で当寺へお立寄ありしに、其頃境内に今の如くにあらず、谷間に籠りたれば四辺を切り崩すべき由、且山号を深谷と賜はり、又寺領三石を附せられしと云、本尊阿弥陀半像長二尺五寸、慈覺大師の作なり。

・鐘樓 正徳四年の鐘をかかく

・天神社

・第六天

・観音堂

◎ 観音寺

新義真言宗 金剛院の門徒、下二院も同じ。大慈山と号す。薬師と本尊す。観音堂、稻荷社

◎ 密蔵院

上寺山と号す。本尊不動を安置す。稻荷社

◎ 華光院

鷺林山と号す。これも不動を安置す。

注 新編武蔵風土記卷二百二十一三八頁下段より

◎ 参考文獻資料

川口念田家位牌中

永応元<sup>壬辰</sup>年 喪着 豊山小池坊頼心房 小池坊御五世権僧正 尊慶大和尚 武賜

越ヶ谷の人なり

◎ 大里郡熊谷町一乘院由表

從西化主 慶安二年智積院雄長 在判小池坊尊慶和尚談林所へ如先規 別而御融係目御建有之 且家永年中已未 同一御法度之趣御建有之候

大里郡熊谷町一乘院蔵本抜粹

埼玉蔵書第三一一一五八頁十行目と十一行目より抜粹

◎ 武州崎玉郡

末田村中島金龍山妙音寺金剛院由表記 一九三頁三行目より終りの行まで抜粹

第七世祖尊慶字は頼心、越ヶ谷郷人。姓金田氏、父名石見、隨尊阿上人。<sup>当院</sup> 進具、後掛於錫智積輪下、<sup>五七</sup> 研幾講筵、業就之後受賢尊法印、謀住当院、雲徒益夥、慈化日新、斯故声光突起、<sup>耀周在</sup> 以故一日東照太神君並慈宮中鳴諭鼓褒賞之餘、聞之

寺封田園香積之資 命令尊領越後國高田昆  
沙門堂総持寺 爾未世爲當院所帯 後再入  
智積 請益究奥。(俗云再住一時爲第一坐  
少選奉幕府釣命 董長谷寺 妙音席檀僧正  
後嗣永雅 祐重、覚永、尊鏡、僉從慶面授  
爾末西院流嫡位至今 不断し……以下畧

元禄 癸未 歲 三月 設且

洛陽大通布衲南谷 欽識

南寺、郡新和村金剛院威本

**注** 昭和三十九年一高田市寺町一丁目総持寺昆  
沙門堂位取上より紹介あり…… 当寺かりも  
ちをしていた寺になる。

**注** 南寺玉新廂 昭和四五・八・二三日附に次のよ  
うに報道されている。参考になるので紹介  
しよう。

武州南玉郡末田村中島

### 金龍山妙音寺金剛院の由來記

左右に大きな二体の仁王像、その内をくぐって  
木陰をゆく心持ち高くなつた所がある。そこ  
に昔十六弁の菊の御紋章を裝飾に使つたといふ  
中門の跡がある。さらに歩を進めると、かつて

の境内の広さを物語る台石がみつかり、その少  
し先に行くに、現在の本堂がある。岩槻市末田  
の金剛院については、明治廿八年の火災により  
貴重な資料を焼失してしまつたため、詳しいこ  
とはわからない。

金剛院は新義真言宗金竜山妙音寺と云い、京  
都に初寺の末寺で寺領二十石の御朱印を賜う  
云々と 新編武蔵風土記にはある、そして埼玉  
業書には金剛院の由來が次のように書かれたる。

其の二 「仁王門」についての解説

仁王門にある金剛力士像の一体、金剛力士  
像は、金剛力士のもつ智慧によつて煩惱を  
断ち、眞実を明らかにするという二ツの面  
を具象化したもの、寺の二門の左右に安置  
され、一つは口を削いて左手に金剛杵(しよ)  
をとリ、一つは口を用じて右手を用いてい  
る。体駈をあらわにし、怒りの相を全身に  
みなぎらせている。

### 中島の金剛院

は稻荷明神心迹の靈  
区であつて宥慶上人がどこの生れの人か詳  
しくはわからないが、生れは良く知能がす  
ぐれていた。

初め周州嚴菜(岩槻) 金剛坊に住んでいた。



法徒が果まり、教授を怠らなかつた。朝に夕に反省し、念仏をとなえた。

同じ頃同州妙音寺に了室和尚という人がいた。資性眞面目で眞実剛健であつた。朝夕密蔵の奥義を勉強した。広沢の法水に沐し、西院一流の淵源を究めた。二代宥金、三代思幸と続いた。思幸は宥慶上人が大器量の人であるを知つた。寛永三年（一四六二年）壬午年春、妙音寺は西院一流の秘籍を稟承へさしずをうけることし、これを授受した。これには――

ここは刺史（長官又は役人の名）の府域で練若地（寺）は適していない。そこで居を移して一流の秘籍を安置し、暮悔道場にしようとした。ところがその切ない願ひも肝心な人がいなく声を広めることが出来なかつた。土地がよくなくなつたために人がいなくなつた。布教にはまず第一に場所がよくなければならぬ。それなしでは人を教化することは出来ない。

上人は強識で、その名は遠方にまできこえた。いづこにか定勝区を選び、お寺を建て、根流講堂としたいと考へた。貧道（僧の自称）悪産神明の心にひびかず、大業を期した。ここに於て大誓願を発し、一七日夜（一週間）一心に念佛した。持尊阿遮羅明王の刀をお願いした。

ある夕べ、夢の中に一人の老翁が来て云うには「汝の求めてゐる土地はこれより良（北東）にあたり遠くない勝地にある。私はその地主である。常にその東密を守護し、精舎を營建し、東密を法場にして大切に保護せよ。夢を覚した上人は、その土地を尋ねて行った。

神社の一宮（一殿堂）の傍に二僧が居住してゐた。ひとりには金念、一人は正念といつた。二人に夢を見た事を語りあつた。

二僧が云うには、この土地は前々から稻荷神社迹の地である。これを明神に告げるべきだと、そこで二僧が力をこめて精舎を營構した。

上人はこれを用き敬ひ躍つていうには「この辺は阿遮羅王、稻荷明神の本地である。明灵感応し、必ずここより急いで營争を企て忽ちのうちにできた。時に上人は金剛坊尊阿遮羅靈像を強負（きょうぶ）し、紐で背負ふことし、妙音寺の轎子に代々伝わる一流の秘冊をもつて来て、これを安置した。このため寺の名を金剛坊と号し、金剛院は妙音寺と呼ばれるようになった。せして好學の徒が追従し、百有余の人びとが集つた。

金竜山という山号をつけた理由は寺の後に河があり、元荒川（河上に淵があつて、上人の當時、毎年日照りかつづいたので、その淵上で

雨乞をした。すると一匹の竜が水上に頭を現わし、忽然として恵みの雨を降らした。依つて金竜が淵といい、山号を金竜山というようになった。その寺にすぐれた僧を住持とすると、学徒が澤山あつまり仏教講義が怠りなく行われた。この寺が東照大神君（徳川家康）に用え、木田付近に狩猟に来た時、末田のいくらかの土地を寄付して、ながく寺領へ寺の持ら地所」とし、この辺を真言新義の談林と定めた。こうして寺の境内が立派に出来上った。

東照さらに大神君が、金剛院の寺領が少ないことを聞き、越後の国高田の昆沙門堂総持寺を兼領させた。それ以来代々当院の所帯のため、再び修業に入り、第一座となった。

長谷寺に行き、権僧正の地位をいただき、後嗣に 永雅、祐里、覚永、尊鏡、皆喜んで権僧正を授けられた。以来西院法流の嫡伝は今になつても断えない。

第十二世の祖 尊鏡はいくらかの財産を寄附し、旧大平氏の田畑大平地を寄附した。これは尊慶、尊鏡の力によるもので、この二人を中兴の祖という。

元禄十有一年戊寅 歳林鐘（六月）穀旦（吉日）夏の講義の厨に倉に蔵してあるお経の本の疎篇をとり、村人の所伝を鼻め概畧を記録したという

### 金剛教院 第十五葉沙門澄意稿

### 豊山第五世尊慶僧正伝

（校訂注）

### 浅井堅教

（別府 金剛寺住取）

師の諱は尊慶、字は頼心、俗姓は会田氏なり。天正三（一五七五）武の越谷邑に生ず。年甫めて十三

自一十八まで

① 島の尊河上人の室に入り、落髮受戒す。

上人に隨從して漸の経論を習い昏昧を勤して寒暑に抗まず、尋で

② 四度密行 函部権頂を伝う。

③ 受具の歳

④ 洛東に飛錫し、日誉僧上に就き学を修むる

こと多年諸筵に列して義解永の如く緘け、詞弁衆の如く湧く、実に葦席の村器也。誉公共の秉性を慕して鄭重に慈悔す。元和丙辰の春

(元和二年—一六一六)

⑤ 南京に遊び

⑥ 具舍唯識三論五教を学び、広く樞實性相の理に達す。同戊午の春

⑦ 醍醐に登り、光台の亮濟相尚に遇して山部

の大法尊儀軌及び重書秘訣を稟ぐ。寛永元年甲子(六一四)三月、金剛院 賢尊和尚に隨つて

⑧ 淨流の許可及び諸師の契明等を承く。師自ら書して云う。先に尊阿上人に従つて面授を蒙り終了る。今亦重受す。毫釐も師位に異る

無しと。同癸酉春(寛永十年一六三三)大覚寺尊性法親王に見え、函部の許可滄頌を受け

諸尊、儀軌を伝え、廣沃の源底を究む。同年頁請を受けて

⑨ 越の後州高田毘沙門堂に住し、封戸二百石の朱印を領す。同乙亥年(十二年一六三五)

賢尊上人入寂す。願命を遁る、事を得ず、中島に移り、金剛譚林の席を補す。学徒雲集して叔に玄化を振う、乃ち

⑩ 安藤右京進重長に告げて金剛院主をして永く毗沙門堂を兼知せしめんことを請う。重長

以つて台廳に傳し、即ち之を允許し玉う。同戊寅秋(十五年)金剛金場を宥重に譲り、

再び(六四才)

⑪ 智積に跋りて元壽僧正に見え、銀印益々困窮に録る。同辛巳冬(十八年)考算僧正床病に

暨て豊山の補敷を師に囑せんと欲す。招りて附法相承す。幾くも無く算公飯寂す。

時に大樹家光公の釣命を蒙つて妙音院に住す。講論に當て開花す。

⑫ 僧陰長僧正を会して格定して曰く、應に初根嶺の儀風に依り常住容貌品位相分れ亦兼及

の和従も衣体色を異にす。(承応三年)涉をして黒衣を着し、常容の学徒を同一様ならしむべしと、寔に区分の格を亡して掛錫之士に便することを巧方便者の所爲と謂う可き也。同壬午春(十九年)

⑬ 武城に赴き大樹君(家光)に奉謁す。且つ

豊山の營福と有司に命じて、之を終始せんことを以て寺社益に啓請す。同癸未(二十年)

夏五月之を允許し、黄金貳万兩を賜い、且中坊美作守時祐に命じて幹事を主領せしむ。

正保乙酉(二年一六四五)五月、創構工を繕め、慶安庚寅(三年一六五〇)五月に至り、

終始六箇年、營坊円成す。同六年台命あり、落慶供養を勤むること都て三箇日なり。

⑭ 初善は菱茶維供養、驗衆を百二十口、中善は三厨一構、列客、宅百二十員、後善は具支

灌頂、私衆五十石なり。凡そ供養の会場莊嚴  
 殊妙にして四來瞻礼の者、貧を謂う、真に  
 ⑤ 補陀洛山なりと、組扇、樓門、登廊、鐘樓  
 規製宏麗にして、柱礎梯磴、結構麗を得たり  
 高臺横御、輪奐美を尽せり、亦太平新創の模  
 範に差うなし。是大樹忍の深信、吾師の豊功  
 なり。同年九月、江府に致り、之を奉謝す、  
 大樹君、怡悦微笑し、行過優渥なり。既幕下の  
 執業に依り、叙して僧正に任ず

師 前に寛永十年（十九年十二月）

⑥ 坊嚴尊者の忌歳五百年回を迎え、法華八講を  
 執行す。承応年中（元年—一六五二年）

⑦ 聖廟の蓮忌（七百五〇）によつて、与喜詞  
 に於て十句の聯歌を奉進す。同年十二月 師  
 微病あり、十九日遷化す。

春秋七十有三なり

入室の弟子多く、尊重、蓮鏡は鱗次に島に  
 主として化を敷き、尊如は流り長壽にして  
 竟に天下の法塔を統く

聖山伝道記

（巻中の本）

※ 日譽僧正が智横院で学徒を指南されたのは

慶長十七年（一六一二—寛永八年（一六三二）

までの化主在位二十年間と見られ、それ以前  
 慶長十二年頃から股能化としての約五年間が  
 考えられる。

尊應僧正が上洛して日譽僧正に師事した年は  
 上限の慶長十二年とみらると三十三才頃となる。

注

① 中島の金剛院、現在の岩槻市末田金剛院

② 四度密行、真言の僧の修むべき四種の行法  
 流儀に依つて内容に多少の差があるが十八道  
 法、金剛界法、蓮淨法、胎藏法の四種の行法を  
 指す。

西津渡頂、金剛界と胎藏界（法）を両部と称  
 し、この法を受けることが真言の僧の最高の  
 行がある。

③ 何年か分明らからず、受具とは具足戒を受け  
 る事、即ち剃髪して沙弥戒を受け、それから相当  
 年令に達し受ける戒である。古来の律制では  
 年二十以上と定めていた。

④ 京都東山智徳院を指す、現在の真言宗智山  
 派の籠本山。聖山長谷寺と並んで当時の仏教  
 学及び真言宗の二大学山。

⑤ 奈良

⑥ 俱舍論、唯識論、三論（中論、百論、十二

門論）華嚴（五教章）等奈良の大宗と称せられていた基礎的佛教学及び大衆華嚴の教学を指す。俱舍・唯識は興福寺、三輪華嚴は東大寺で研さんしたものであろう。

⑦ 現在の京都南醍醐寺、光台は光合院、真言の法流が數十派を数える中において醍醐はその主流である。特に醍醐三聖院と同じく報恩院の法流は関東地区真言法流の二大主流であった。

⑧ 醍醐の法流に対して一次法域を構えたのが廣沢（御室仁和寺）の法流である。

⑨ 越後高田

⑩ 江戸 寺社奉行松平出雲守と共に初めて徳川家の寺社奉行に補された。

⑪ 先に洛東 法の4とありし処 智徳院化主

⑫ 武州の城 既に江戸城

⑬ 南都（奈良） 奉行臥

⑭ 第一日を初善 第二日を中善 第三日午後善と呼んでいる。

第一日は西界の蔓荼羅を飾り、諸尊を供養する法会で、仏堂の新造落成供養には屢々修行された。

第二日 三向一講とは真言の教理を回答する

法会

第三日は具文灌頂とはこの場合阿闍梨の取位を受けける伝法灌頂である

⑮ 梵語 *netāra* の音字

地名で 観音菩薩の住所と伝えられている所 新華言経第六八に喜賦童子が此山に観音寺を坊ねて修行する箇所がある。支那日本に於て観音の信仰が普及するにつけて、その淨土である補陀洛山も莊重華麗に形容されるようになった。

⑯ 興教大師 覺錢上人、新真言宗の祖

康治二年（一一四三）四十九才にして入寂 法華八講とは、法華経を八座に分けて講ずる法会。

⑰ 天満天神（菅原道真）の七百五十回忌に与喜天神の社で追善のために連歌を供養したこと。

長谷観音と深く信仰した 菅原道真が、没後初瀬に影響したとして、これを子岳山に祀った。それ以後、天神信仰が観音信仰と重って、長谷観音の信仰は近世まで全国を風靡した。

参考

本文年号

逆算(一九七一年度)

正保の頃	正保四年一六四七年	二〇代	後光明天皇
寛永六年	一、六二九	三〇代	後水尾天皇
延徳元年	一、四八九	四〇代	後土御門天皇
明応三年	一、四九二	四七代	後醍醐天皇
永正十一年	一、五一四	五七代	後深草天皇
天正十九年	一、五九一	六七代	後陽成天皇
承応元年	一、二八八	七八代	伏見天皇代
康安二年	一、三六二	八〇代	康安は北朝年号で貞治元年でもある。

元禄癸未歳三月は元禄十六年二六八年前

以下本文記載に付畧す

慶長一七年	一、六一二	三五九年前
天明二年	一、七八二	一八九年前